

3. 災害発生時における全体像の把握

①必要戸数の把握

◆ 概要 ◆

発災後、できるだけ早く「被災世帯数」と「応急住宅として提供できる住宅の戸数」を把握することが重要である。

被災世帯数を把握するには、①地元消防の災害報告、②避難所等におけるアンケート結果、③市町村による住家被害認定の結果等を用いることが考えられる。

◆ 具体的な取組み事例 ◆

○ 県と市が連携し、自治会を介して必要戸数を把握した例（新潟県、長岡市）

（平成 16 年新潟県中越地震、全壊 3,175 棟・半壊 13,810 棟、応急仮設住宅：建設 3,460 戸（長岡市 2,221 戸）・借上げ 174 戸（長岡市 150 戸））

（新潟県）

県が全体を統括し、実行部隊である市町村と連携しながら、自治会を介した地域の被害状況調査を行った。

（長岡市）

新潟県からの「全壊でなくとも自宅での生活が不能な場合は仮設住宅の入居対象とする」方針を受け、避難所にて仮設住宅への入居希望調査を行い、その後再度入居意向を確認することにより、応急仮設住宅の必要戸数を決定した。

○ 市町村が電話や面談により把握した例（和歌山県、三重県熊野市）

（平成 23 年台風 12 号

和歌山県：全壊 240 棟・半壊 1,753 棟、応急仮設住宅：建設 44 戸・借上げ 41 戸）

三重県：全壊 81 棟・半壊 1,077 棟、応急仮設住宅：建設 0 戸・借上げ 22 戸（熊野市 2 戸））

（和歌山県）

市町村の報告により応急仮設住宅等の必要戸数を把握した。市町村は被災者に対して、電話や直接会ってのヒアリングにより必要戸数を把握した。

（三重県熊野市）

職員が各避難所をまわり、対象となる被災者に個別に聞き取り調査を行い、入居要望を把握した。

○ 住宅総合相談の際に応急住宅への入居意向を把握した例（長野県）

（平成 26 年 11 月長野県神城断層地震）

長野県では平成 26 年 11 月の長野県神城断層地震の際、一時的に入居できる住宅や住宅の再建・修繕のための各種支援制度等をアドバイスするための「住宅総合相談」を実施し、相談時に被災者の状況や応急住宅等への入居希望の意向を把握した。

出典：長野県小谷村ホームページ

整理番号 _____

調査年月日		年 月 日	
調査者氏名			
住所	長野県 北安曇郡 小谷村 大字		
氏名	続柄	年齢	性別
世帯主	本人	歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住宅の所有関係	<input type="checkbox"/> 目家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借		
建物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
住宅の被害状況			
当面の居住に関する意向	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅に入居() <input type="checkbox"/> 公営住宅等に入居() <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅に入居() <input type="checkbox"/> 応急修理して自宅に住み続ける() <input type="checkbox"/> 住宅を建設・購入() <input type="checkbox"/> 親戚等の住宅に間借り() <input type="checkbox"/> その他()		

○ 見舞金等の申請手続きの際に窓口で聞き取りした例（福岡県八女市）

（平成 24 年 7 月九州北部豪雨、全壊 70 棟・半壊 424 棟、
 応急仮設住宅：建設 25 戸（八女市 25 戸）・借上げ 53 戸（八女市 42 戸）

八女市では、市役所窓口で県災害見舞金や被災者生活再建支援金の申請手続きを受け付ける際に、ヒアリングシートを用いて住宅支援の必要性を聞き取り、応急仮設住宅、公営住宅等の必要戸数を把握した。

出典：福岡県提供資料

応急仮設住宅入居希望調査票 記入例

聴取者: _____ 調査年月日: 平成 年 月 日

回答者: _____ 整理 No. _____

世帯主名(ふりがな) _____

住所 八女市△△番地

現在の居住地(避難施設等) 八女市○○番地(八女次郎宅)
 現在の居住地について、下記のいずれかに○をしてください。
民間賃貸住宅(アパートなど) 公営住宅(県営・市営) 避難所(親せき宅) その他()

連絡先電話番号(自宅) 0943-22-0000
 (携帯電話) 090-△△△-△△△△
 ※ 屋間に連絡がつく電話番号を記入してください。

氏名	生年月日	年齢	続柄	要介護・障害の有無	要介護度・障害の種別・等級
八女 太郎	昭和○○年○○月○○日	○○	世帯主	有・○	
八女 ○○	昭和○○年○○月○○日	○○	妻	○	身体障害3級
八女 △△	平成○○年○○月○○日	○○	子	有・○	
八女 □□	平成○○年○○月○○日	○○	子	有・○	
	年 月 日			有・無	
	年 月 日			有・無	
	年 月 日			有・無	

被害の程度 (全壊)・半壊・一部損壊・その他()

自宅の状況 (自家)・借家・その他()

入居の必要性 大雨で自宅が浸水し、全壊したため
 ※ 他に住む家が (ある) (ない)

入居希望期間(原則2年以内) 1年

入居希望要件 住居区分 () 応急仮設住宅・民間賃貸・公営住宅(県営・市営)
 希望地区 ・地元 (その他(長男が高校生の為、旧八女市希望))

第1希望 希望する規模 1DK (2DK)・3K
 ※該当項目を○で囲んでください
 その他の事項

入居希望要件 住居区分 () 応急仮設住宅・民間賃貸・公営住宅(県営・市営)
 第2希望 希望地区 () 地元・その他()
 希望する規模 1DK (2DK)・3K
 ※該当項目を○で囲んでください
 その他の事項

備考(手すり・スロープの希望等)

②提供可能戸数の把握

◆ 概要 ◆

公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空室については、災害発生時に一時提供住宅として活用できる場合もあることから、関係部署、関係機関等と連携してこれらの活用を検討する。これは、災害対策予算の効果的執行、復興に必要な他の建築物のための用地確保、省資源、既存住宅の有効活用等に資するものである。

この際、国土交通省の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」は、災害時において被災者の利用のために提供する対象となる住宅であること等を要件としていることから、同事業を実施した住宅（補助を受けた住宅）の活用を検討することも考えられる。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき設立された居住支援協議会やこれに準ずる団体（以下「居住支援協議会等」という。）が住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する取組を行っている場合には、それらの民間賃貸住宅の活用を検討することも考えられる。

応急住宅を必要とする被災者の特性（住家の被害程度、資力等）と提供可能な住宅の特性（入居者資格、入居までに要する期間、入居可能期間等）を踏まえ、これらの住宅と応急仮設住宅との間で適切な役割分担が図られるよう留意する必要がある。

■応急救助期の住まいの支援の類型

	被災者			地方公共団体		
	入居者資格	入居期間 (目安)	提供までの 期間 (過去の災害 における例)	事務 負担	費用負担	
					都道 府県	市区 町村
一時提供住宅						
公営住宅（都道府県営）	被災者	3ヶ月～6ヶ月	1週間程度	少ない	少ない	なし
公営住宅（市区町村営）					なし	少ない
その他の公的賃貸住宅 ※1		6ヶ月	2週間程度	比較的 少ない	少ないorなし	
応急仮設住宅						
応急借上げ住宅	全壊	最長2年	2週間程度	多い	最大 50/100	なし
応急建設住宅			6週間以上	多い	最大 50/100	なし
二次避難所						
ホテル・旅館等	被災者	1ヶ月程度	10日程度	比較的 少ない	最大 50/100	なし
その他						
民間賃貸住宅※2	被災者	— (家主と被災者 が直接契約)	—	少ない (あっせん)	なし (入居者 負担)	なし (入居者 負担)

※1：公的賃貸住宅：県公舎、教育委員会公舎、住宅供給公社住宅、国家公務員宿舎、UR賃貸住宅、雇用促進住宅 等

※2：民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業等の対象住戸

【参考：被災者を入居対象とした民間賃貸住宅に係る制度の例】

	制度概要	入居の対象者
民間住宅活用型住宅 セーフティネット整備 推進事業	<p>以下の目的により、住宅確保要配慮者の入居等を条件として、空き家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の民間賃貸住宅の質の向上 ・空き家の有効活用による、住宅確保要配慮者の居住の安定確保 ・災害時に機動的な公的利用を可能とする環境の構築 <p>(http://www.minkan-safety-net.jp/outline.html)</p>	<p>以下のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 ・障がい者等世帯 ・子育て世帯 ・所得が214,000円を超えない者 ・<u>災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯</u>
あんしん賃貸住宅支援事業 (地方公共団体独自事業)	<p>高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）を斡旋する宅建業者（協力店）、入居を支援するNPO・社会福祉法人等（支援団体）が連携して、入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する事業</p>	<p>以下のいずれかに該当し、かつ民間賃貸住宅の家賃等を適正に支払うことができ、地域社会において自立した日常生活を営むことができる世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 ・外国人世帯 ・小さい子どもがいる世帯 ・一人親世帯 ・<u>被災者世帯</u> ・失業者世帯 ・DV被害者世帯

◆ 具体的な取組み事例 ◆

○ 一時提供住宅、応急建設住宅及び応急借上げ住宅を提供した例（和歌山県、福岡県、熊本県）

（和歌山県）

平成 23 年の台風 12 号の被害を受け、被災者の特性等を踏まえて一時提供住宅、応急建設住宅及び応急借上げ住宅を提供した。

■ 住家被害と応急救助期の住まい（和歌山県：平成 23 年台風 12 号）

住家被害	全 壊		半 壊		計	
					240 棟	
					1,753 棟	
					1,993 棟	
提供住宅	種類		入居者資格	入居期間	提供戸数	入居戸数
	一時提供住宅	県営住宅	被災者	1 年※1	126 戸	10 戸
		市町営住宅 市単独住宅	被災者	1 年※1	81 戸	12 戸
		雇用促進住宅等※2	被災者	平成 24 年 3 月末迄	228 戸	40 戸
		職員住宅	被災者	1 年※1		22 戸
		社宅	被災者			5 戸
	応急仮設住宅	応急建設住宅	被災者 (全壊又は流出等)	2 年	44 戸	44 戸
		応急借上げ住宅	被災者 (全壊又は流出等)	2 年	41 戸	41 戸
		計			520 戸	174 戸

※1：延長して 2 年

※2：雇用促進住宅（延長して 1 年）、定住促進住宅（延長して 2 年）、緑の雇用住宅（延長して 2 年）

和歌山県提供資料より作成

（福岡県）

平成 24 年 7 月の九州北部豪雨の被害を受け、被災者の特性等を踏まえて一時提供住宅、応急建設住宅及び応急借上げ住宅を提供した。

■ 住家被害と応急救助期の住まい（福岡県：平成 24 年 7 月九州北部豪雨）

住家被害	全 壊		半 壊		計	
					70 棟	
					424 棟	
					494 棟	
提供住宅	種類		入居者資格	入居期間	提供戸数	入居戸数
	一時提供住宅	県営住宅	被災者※1	3 ヶ月※2	250 戸	28 戸
		市営住宅	被災者※1	2～6 ヶ月 ※3	28 戸	27 戸
		職員住宅	被災者※1	3 ヶ月	27 戸	1 戸
		公立病院宿舎	被災者※1	6 ヶ月※2	3 戸	3 戸
	応急仮設住宅	応急建設住宅	被災者 (全壊又は流失等)	2 年	25 戸	24 戸
		応急借上げ住宅	被災者 (全壊又は流失等)	2 年	53 戸	53 戸
	計			386 戸	136 戸	

※1：入居対象要件はいずれも罹災証明提出世帯

※2：最長 2 年まで可。

※3：市によって異なる。最長提供期間も 3 ヶ月～2 年と異なる。

福岡県提供資料より作成

(熊本県)

平成 24 年 7 月の九州北部豪雨の被害を受け、被災者の特性等を踏まえて一時提供住宅、応急建設住宅及び応急借上げ住宅を提供した。職員住宅への入居期間は当初 1.5 ヶ月とし、8 世帯に提供したが、うち 4 世帯については 2 ヶ月延長した。

■住家被害と応急救助期の住まい（熊本県：平成 24 年 7 月九州北部豪雨）

住家被害	全 壊		169 棟			
	半 壊		1,293 棟			
	計		1,462 棟			
提供住宅	種類		入居者資格	入居期間	提供戸数	入居戸数
	一時提供住宅	県営住宅	被災者※1	約 1 年	26 戸	12 戸
		職員住宅	被災者※2	1.5～3.5 ヶ月	8 戸	8 戸
	応急仮設住宅	応急建設住宅	被災者※3	2 年	48 戸	48 戸
		応急借上げ住宅	被災者※3	2 年	66 戸	66 戸
計				148 戸	134 戸	

※1：全壊・半壊の世帯。

※2：被害の程度が全壊等により仮設住宅入居待ちであり、かつ、身内に不幸があった世帯。

※3：住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

熊本県・熊本市提供資料より作成

○ 一時提供住宅及び応急借上げ住宅を提供した例（三重県、大分県、茨城県つくば市）

(三重県)

平成 23 年の台風 12 号の被害を受け、被災者の特性等を踏まえて一時提供住宅及び応急借上げ住宅を提供した。

■住家被害と応急救助期の住まい（三重県：平成 23 年台風 12 号）

住家被害	全 壊		81 棟			
	半 壊		1,077 棟			
	計		1,158 棟			
提供住宅	種類		入居者資格	入居期間	提供戸数	入居戸数
	一時提供住宅	県営住宅	被災者	1 年	14 戸	4 戸
		雇用促進住宅	被災者	1 年	66 戸	15 戸
		職員住宅等	被災者	1 年	29 戸	7 戸
	応急仮設住宅	応急借上げ住宅	被災者 (全壊相当)	2 年	22 戸	22 戸
計				131 戸	48 戸	

三重県『第 8 回三重県 紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議』資料 平成 26 年 9 月
(<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPIGS/2014090084.htm>)

三重県『紀伊半島大水害～平成 23 年台風第 12 号による災害の記録～』平成 24 年 3 月

(<http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSA1/taisaku/kiihanntoudaisuigai/>)

より作成

(大分県)

平成 24 年 7 月の九州北部豪雨の被害を受け、全壊・半壊又は浸水により当該住宅で通常の生活が困難な被災者を対象に、一時提供住宅及び応急借上げ住宅を提供した。

一時提供住宅は、県営住宅、市営住宅、雇用促進住宅及び職員住宅の空き住戸で入居者を募集し、入居の受付はそれぞれの管理主体が実施した。入居期間は原則 3 ヶ月としたが、応急借上げ住宅の入居要件を満たす者については、2 年間入居可能とした（職員住宅を除く）。なお、県営住宅と市営住宅については、一部に特定入居（公募によらず入居）として入居した者もあった。

■ 住家被害と応急救助期の住まい（大分県：平成 24 年 7 月九州北部豪雨）

住家被害	全 壊		11 棟			
	半 壊		87 棟			
計		98 棟				
提供住宅	種類		入居者資格	入居期間	提供戸数	入居戸数
	一時提供住宅	県営住宅	被災者※1	3 ヶ月※3	7 戸	4 戸
		市営住宅	被災者※1	3 ヶ月※3	23 戸	23 戸
		雇用促進住宅	被災者※1	3 ヶ月※3	9 戸	9 戸
		職員住宅	被災者※2	3 ヶ月※4	33 戸	16 戸
	応急仮設住宅	応急借上げ住宅	被災者 (全壊相当)	2 年	19 戸	19 戸
計				91 戸	71 戸	

※1：全壊・半壊又は浸水で自宅での生活が困難な世帯。

※2：住家の被害認定の他、被災地の県営・市営住宅に空きが無い等の付加要件あり。

※3：更新 1 回可。応急仮設住宅への入居要件を満たす者は最長 2 年間入居可。

※4：更新 1 回可。事情により最長 2 年まで可。

大分県提供資料より作成

(茨城県つくば市)

平成 24 年 5 月 6 日の突風等の被災者に対し、まずは一時提供住宅への入居を優先して案内した。

公的賃貸住宅へ転居すると、公的交通機関を利用するの通院や通学が不可能となる世帯のみを対象に、応急借上げ住宅を提供した。

○ 一時提供住宅のみを提供した例（京都府福知山市、兵庫県丹波市）

(京都府福知山市)

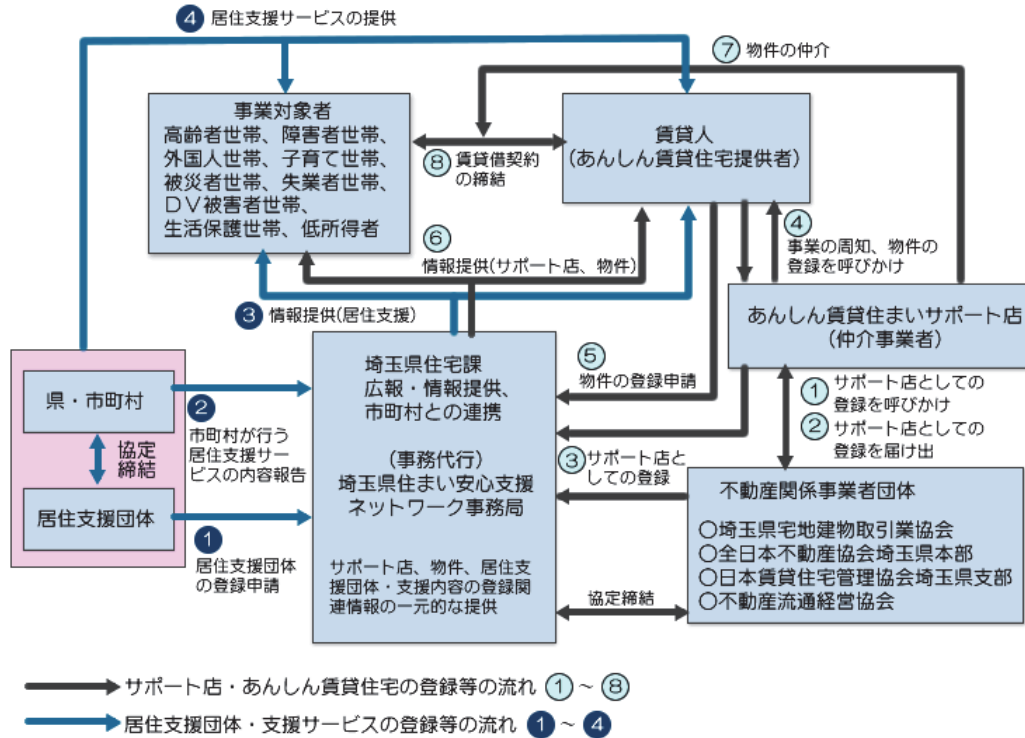
平成 26 年 8 月 15 日からの大雨被害を受け、京都府では、住宅が罹災した福知山市内の被災者に対し福知山市営住宅と福知山市内・綾部市内の府営住宅を一時提供した。住家被害認定の判定が「半壊」以上の被災者を対象とし、入居期限は平成 27 年 2 月 28 日まで（やむを得ない事情がある場合は、平成 27 年 8 月 31 日まで延長可能）とした。入居の受付は、福知山市が府営住宅分を含め一元的に対応し、高齢者、障害者、乳幼児がいる世帯を優先的に入居させることとした。一時提供住宅 92 戸の提供に対し、55 戸の入居があり、応急仮設住宅は供与しなかった。

(兵庫県丹波市)

住宅が罹災した避難者全世帯に、県営・市営住宅、雇用促進住宅の空室を斡旋した。まず、第一次調査として避難所に避難している被災者に市営住宅（37 戸）を斡旋した。その後、第二次調査として在宅等被災者に対し、市営住宅、県営住宅（20 戸）、雇用促進住宅（27 戸）を斡旋した。一時提供住宅 84 戸の提供に対し、44 戸の入居があり、応急仮設住宅は供与しなかった。

○ 住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録制度の例（埼玉県）

埼玉県は、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者世帯、失業者世帯、DV 被害者、生活保護世帯、低所得者の賃貸住宅への入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、サポート店（仲介業者）、支援団体（NPO、社会福祉法人等）と連携し、このような世帯の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）やサポート店、居住に関する各種サポートを行う支援団体を登録している（埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度）。



出典：埼玉県住まい安心支援ネットワークホームページ (<http://www.sasn.jp/safety/seido/115/>)

○ 居住支援協議会による住み替え相談窓口の例（熊本市）

平成24年7月九州北部豪雨の際、熊本市は災害後、熊本市居住支援協議会（協議会）と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会熊本県支部（全住協）に協力を要請し、発災の翌週には被災地近くの市出張所に、被災者に対する住み替え相談窓口を設置した（平成24年7月17日～7月27日）。それまでの協議会の取り組みにより、市と民間団体とのネットワークが構築できていたことや、協議会内に高齢者や障がい者等の住み替え相談窓口が常設されており相談体制が整っていたことから、迅速な対応ができた。

住み替え相談窓口では、協議会事務局の相談員、全住協の関係者、行政の3者が揃って相談に対応することにより、住み替えに関する悩みの相談と、実際の物件の情報提供、応急借上げ住宅適用の判断をワンストップで行った。期間中は約80件の相談に対応し、うち60件ほどが入居につながった。この60件の入居の中には、応急借上げ住宅制度の対象外のケースもあった。

参考文献：Safplanet（熊本市あんしん住み替え支援サイト）ホームページ、熊本市住宅審議会（平成25年8月19日）資料

○ 被災者向け住宅提供に関する一元的な相談対応の例（京都市）

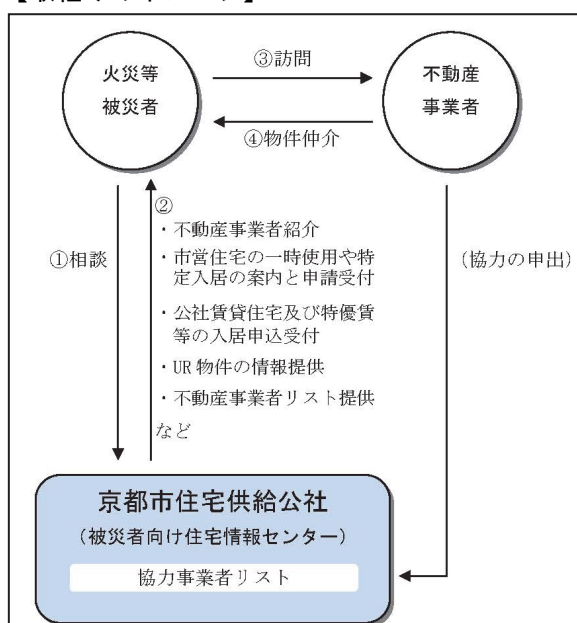
京都市は、東日本大震災の被災者支援の成果を活かし、不動産関係団体（（公社）全日本不動産協会京都府本部、（公社）京都府宅地建物取引業協会、（公財）日本賃貸住宅管理協会京都府支部）の協力を得て、「被災者向け住宅情報センター」を窓口として、市内で火災又は風水害等の自然災害により住宅に被害を受けた被災者に一元的に住まいの情報提供を行うこととしている（平成24年1月開始）。

<実施窓口> 京都市住宅供給公社内 被災者向け住宅情報センター

<支援の内容> 火災等被災者の希望に応じた以下の対応

- (ア) 本件取組に協力可能な不動産事業者の紹介
- (イ) 本件取組に協力可能な不動産事業者リストの提供
- (ウ) 市営住宅に関する情報提供（一時使用のほか、正式な入居に関すること）
- (エ) 公社が管理する物件（公社賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅等）に係る情報提供及び入居申込の受付
- (オ) UR賃貸住宅（UR都市機構ホームページ掲載物件）の情報提供及び問合せ窓口の案内

【取組みのイメージ】



出典：京都市ホームページ

○ 被災者の状況に応じ、宅建業関係団体の窓口を紹介した例（兵庫県豊岡市）

兵庫県豊岡市では、平成 16 年台風 23 号の際の応急仮設住宅の受付にあたって、被災状況・避難勧告・所得要件を確認し、要件に該当しない被災者には（公社）兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部を紹介した。

○ 住宅再建に伴う一時転居者に対する家賃補助の例（兵庫県）

兵庫県では、平成 21 年度に発生した大規模な自然災害で被害を受けた被災者が、住宅を再建するまでの間に一時的に県内の民間賃貸住宅に転居する場合において、その家賃の一部を助成することにより、被災者の住宅再建に係る負担を軽減させることとした。

【住宅再建等に伴う一時転居者支援事業制度】

＜事業内容＞	被災者が住宅を再建するまでの間、民間賃貸住宅に転居する場合の家賃補助
＜対象者＞	・ 床上浸水以上の被害を受けて、自己所有住宅再建のため、一時的に県内の民間賃貸住宅に入居する方 ・ 賃貸住宅に入居されている方で、所有者が賃貸物件を再建する間、他の県内民間賃貸住宅に入居し、再建後の賃貸住宅に再入居する方 ・ 上記のいずれかの要件を満たし、かつ世帯の主たる生計維持者（世帯主）であり、その者の前年総所得金額が 730 万円以下であること
＜助成額＞	自己所有：家賃月額額の 1 / 2（3 万円上限） 賃貸住宅：従前家賃との家賃差額の 1 / 2（3 万円上限） ※負担割合 県 2 / 3、市町 1 / 3
＜助成期間＞	6 カ月

参考文献：兵庫県提供資料

○ 民間賃貸住宅へ入居した被災者に対する家賃給付金の例（埼玉県越谷市）

越谷市（埼玉県）では、平成 25 年 9 月 2 日に発生した竜巻により、半壊以上の被害を受けた住宅に居住していた被災者に対して、当該住宅の再建等のために一定期間一時的に居住する市内の民間賃貸住宅の家賃の全部または一部に相当する額の家賃給付金を支給した。

【民間賃貸住宅への家賃給付金の支給】

＜事業内容＞	当該住宅の再建等のために一定期間一時的に居住する市内の民間賃貸住宅の家賃の全部または一部に相当する額の家賃給付金を支給
＜支給額＞	家賃（権利金、敷金、礼金、共益費、管理費等を除く）に相当する額で限度額は以下のとおり ①入居世帯員が 4 人以下：月額 5 万円 ②入居世帯員が 5 人以上：月額 7 万円
＜支給期間＞	全壊：1 年以内 大規模半壊または半壊：6 カ月以内
＜根拠＞	平成 25 年 9 月 2 日に発生した竜巻により被害を受けた住宅に係る被災者に対する家賃給付金の支給に関する条例

参考文献：埼玉県越谷市ホームページ

○ やむを得ない理由により一時提供住宅に入居しなかった被災者に対する家賃補助の事例（埼玉県）

埼玉県・市町村家賃給付金は、かかりつけの病院が遠くなり通院が困難となる、子供の学区が変わるなど特別な理由により、公営住宅に入居せず、民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に対し、家賃相当額を支給する制度である。

【埼玉県・市町村家賃給付金の概要】

- <目的> 特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給。
- <対象> 自然災害で住宅が全壊した世帯で、通院が遠くなり困難、子供の転校を迫られるなどの「特別な理由」により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自らの費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した世帯
- <支給額> 入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額6万円（5人以上世帯では9万円）を上限
- <支給期間> 最長12か月

参考文献：埼玉県ホームページ

○ 社会福祉協議会が被災者に家電製品等の購入資金を支援した事例（越谷市社会福祉協議会）

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会は、平成25年9月2日に発生した竜巻の被災者（越谷市民）に対し、家電製品等の購入に係る費用について支援金を給付した。

【「越谷市竜巻災害生活必需品購入支援金」給付事業（越谷市社会福祉協議会）】

- <概要> 竜巻により、越谷市民で住宅が全壊又は半壊の被害を受けた世帯に対し、生活必需品である家電製品等の購入に対する支援金を給付する。
- <支援の内容> ○住宅が全壊した世帯（1世帯につき）：10万円
○住宅が半壊した世帯（1世帯につき）：5万円
- <対象者> 平成25年9月2日現在、越谷市の住民基本台帳に記録されている世帯で、同日に発生した竜巻災害により現に居住していた住宅が全壊又は半壊した世帯

※越谷市社会福祉協議会の法人化15周年及び市町村社会福祉協議会の法制化を記念し、昭和59年に創設された「愛の詩基金」により実施。

参考文献：（福）越谷市社会福祉協議会ホームページ

○ 応急借上げ住宅等の入居者へ日用品や電化製品のセットを提供した例（広島市）

広島市では、平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害により、広島市が住まいを提供した公営住宅や応急借上げ住宅等への入居者に対して、一律に日用品や電化製品の提供・配達を行った。

提供のスピードを優先するため、「日用品及び電化製品」、「日用品のみ」又は「電化製品のみ」のいずれかのセットを提供することとし、応急借上げ住宅の場合は、賃貸契約書を作成する際に「日用品等の要否確認書 兼 配達申込書」を宅建業者に提出するよう入居者へ案内した。

【提供する物品リスト】

■日用品

①寝具一式×世帯人数分

②その他の日用品×1世帯に対して1セット

商品名	形態	セット
トイレトーパー（複数個パック）	個	1
洗面器	個	1
やかん	個	1
両手鍋	個	1
片手鍋	個	1
フライパン	個	1
包丁、果物ナイフ	個	1
まな板	個	1
お玉	個	1
しゃもじ	個	1
ボール（セット）	個	1
ざる（セット）	個	1
茶わん（プラ・中）	個	3
皿（プラ・大）	枚	3
皿（プラ・小）	枚	3
紙皿（複数枚パック）	個	2
コップ（プラ・柄付き）	個	3
紙コップ（複数パック）	個	2
はし（複数本セット）	個	1
割りばし（複数パック）	個	1
台所用洗剤	個	1
台所用スポンジ	個	1
ラップ	本	1
ごみ袋（複数枚パック）	個	2
ガスコンロ・ホース・留め金 ※もともと設置している部屋には、本セットに含まれません。	セット	1
洗濯用洗剤	箱	1
ティッシュペーパー（複数個パック）	箱	1
歯ブラシ（複数個パック）	個	1
歯磨き	個	1
石けん（複数個パック）	個	1
ほうき	本	1
ちりとり	個	1
ごみ箱	個	1
ちゃぶ台（折りたたみ式）	台	1
カーテン（掃出し窓用）	枚	2
風呂用椅子	個	1
ハンガー（複数個セット）	個	1
物干ざお	本	1

■電化製品

商品名	形態	セット
照明器具 ※もともと設置している部屋には、本セットに含まれません。	個	最大 2
冷蔵庫	台	1
洗濯機	台	1
炊飯器	台	1
湯沸かしポット	台	1
こたつ	台	1
テレビ	台	1
扇風機	台	1

広島市提供資料より作成

【日用品等の要否確認書兼配達申込書】

（応急借上げ住宅の場合は、賃貸契約書を作成する際に宅建業者に提出するよう入居者へ案内）

契約書作成時に、この紙にご記入の上
不動産仲介業者にお渡しください。

<民間賃貸住宅（被災者向け借上住宅）用>

（様式 3）

日用品等の要否確認書兼配達申込書

配達希望日 3日後以降の日を記入してください。 ・金曜の受付分は水曜以降 ・土日の受付分は木曜以降の配達になります。	日用品 <input type="checkbox"/> 不要です	月 日 () <input type="checkbox"/> 9:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~18:00
	電化製品 <input type="checkbox"/> 不要です	月 日 () <input type="checkbox"/> 9:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~18:00
配達先 ※マンション・アパート等は、名称・部屋番号まで記入してください。	〒 入居者代表者名 ()	
連絡先氏名 (電話番号) ※ 配送業者からご連絡します。	()	
入居者数	人	
個人情報の提供	個人情報を配達業者に提供されることについて <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※ 記入いただいた個人情報は適切に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。また、個人情報は配達業者以外の第三者に提供、開示等一切いたしません。	
特記（入居される住宅の状況を確認して記入してください。）	ガスコンロ <input type="checkbox"/> 必要（ <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス） <input type="checkbox"/> 不要 照明（最大2個） <input type="checkbox"/> 必要（ <input type="checkbox"/> 1個 <input type="checkbox"/> 2個） <input type="checkbox"/> 不要 エレベータ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

出典：広島市提供資料

【参考：居住支援協議会の概要】

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法（※）第10条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅セーフティネット法は平成19年に施行

○ 概要

（1）構成

- ・地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局
- ・宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体
- ・居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等

（2）役割

・居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

（3）設立状況

45 協議会が設立（平成26年7月18日時点）[34 都道府県・11 区市]（北海道、岩手県、宮城県、山形県鶴岡市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、江東区、豊島区、板橋区、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

（4）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・補助限度額：協議会あたり1,000万円
- ・予算額：平成26年度 4.25億円の内数



出典：国土交通省ホームページ「居住支援協議会の概要」

